

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

京都市長 様

申請者 住所
氏名

京都市農林災害復旧事業施行事前承認申請書

年 月 日発生 災害の災害復旧事業を施行したいので、京都市農林災害復旧事業補助金交付要綱第4条の規定による事前承認を受けたく、別記条件に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 施行場所又は施設名称等

2 事業費 金 円

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 写真
- (3) 事業費の算出根拠となる書類（積算書、見積書等）

4 別記条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって工事を実施した施設に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- (2) 補助金の交付決定がなされない場合又は補助金交付決定を受けた交付金額が事業費に補助率を乗じた額に達しない場合があることを了承します。
- (3) 本事業の実施において、事業実績の根拠となる書類を整えます。
- (4) 本事業を実施した結果、事業実績が補助金交付条件を満たさず、補助金の交付が受けられない場合があることを了承します。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

京 都 市 長
(担当)

京都市農林災害復旧事業施行事前承認（不承認）について

年 月 日付けで申請がありました災害復旧事業施行事前承認申請書について、
下記のとおり承認（不承認と）することとしましたので通知します。

記

1 施行場所又は施設名称等

2 事業費 金 円

第3号様式（第6条関係）

京都市農林災害復旧事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 （ ）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。							
申請金額		円					
事業の区分		☐ 国及び京都府の補助を受けずに行われるもの ☐ 国又は京都府の補助を受けて行われるもの					
事業実績	事業対象施設						
	事業目的						
	事業内容						
	着手年月日		年 月 日				
	完了年月日		年 月 日				
	受益面積		ヘクタール				
	経費負担区分		事業費	補助金	自己負担	その他	
円			円	円	円	円	円
収支決算	収入	区分	決算額			備考	
		補助金	円				
		負担金	円				
		計	円				
	支出	区分	決算額			備考	
		事業費	円				
			円				
		計	円				
備考							

注 該当する□には、レ印を記入してください

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

京 都 市 長
(担当)

京都市農林災害復旧事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました農林災害復旧事業補助金交付申請書について、
下記により交付（不交付と）することとしましたので通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 事業の実施場所
- 3 交付の条件
- (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例第 2 2 条第 1 項に掲げる各号の一に該当する
ときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付し
た補助金の全部若しくは、一部の返還を命じることがあります。
- (2) 京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 6 条第 1 項に掲げる書類は、補助事業完
了の翌年度から起算して 1 0 箇年間保管してください。
- (3) 当該補助事業により取得した施設は、適正な管理を行ってください。
- (4) 当該補助事業により取得した施設を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承
認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部若しくは一部の返還を
命じることがあります。
- (5) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定す
る暴力団密接関係者と判明したときは、当該決定を取り消し、補助金の返還を求めるこ
とがあります。
- (6) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市農林災害復旧事業補助金交付
要綱を遵守してください。

(不交付の場合)

不交付の理由	
--------	--

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。